

紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

制定 令和2年4月1日 規則第1号
改正 令和4年2月1日 規則第2号
改正 令和6年4月1日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。
- (2) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日につき7時間45分を超える、かつ、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

3 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする会計年度任用職員の勤務時間について、管理者の承認を得て、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを常勤職員（紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年紀南環境広域施設組合条例第1号）第3条に規定する常勤職員をいう。以下同じ。）の例により別に定めることができる。

(週休日の振替等)

第5条 週休日の振替等は、紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第17号。以下「条例」という。）条例第5条の規定の例による。この場合において、同条中「第3条第1項又は前条」とあるのは「前条第1項又は第3項」と、「第3条第2項又は前条」とあるのは「前条第2項又は第3項」とする。

(休憩時間)

第6条 会計年度任用職員の休憩時間については、条例第6条の規定の例による。ただし、任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により当該休憩時間について、管理者の承認を得て、別に定めることができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 任命権者は、条例第7条の規定により、第3条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務（以下「時間外勤務」という。）をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、条例第8条の規定の例による。

(休日)

第9条 会計年度任用職員の休日については、条例第10条の規定の例による。

(休日の代休日)

第10条 会計年度任用職員の代休日の指定等については、条例第11条の規定の例による。

(休暇の種類)

第11条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第12条 年次有給休暇は、一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとににおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数
 - (2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年次休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にあっては、0））
 - (3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にあっては、0））
- 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたれたものを除く。）は、20日を限度として任命権者が定める日数を当該会計年度の翌会計年度に繰り越すことができる。
- 3 年次有給休暇の単位は、1日又は半日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、1日）とする。ただし、会計年度任用職員の請求により1時間（パートタイム会計年度任用職員にあっては、1時間又は15分）を単位にすることができる。
- 4 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇等)

第13条 会計年度任用職員の病気休暇、介護休暇及び介護時間（次号において「病気休暇等」という。）については、条例第14条、第16条及び第16条の2の規定の例による。この場合において、これらの規定中「規則で」とあるのは「別に」とし、第16条第3項中「紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第7条の規定にかかわらず、その勤務しない1日につき、同条例第16条」とあるのは「紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」とし、第16条の2第3項中「紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例第16条」とあるのは「紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条」とする。

2 病気休暇等は、無給とする。

（特別休暇）

第14条 会計年度任用職員の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合として次に定める場合における休暇（第5号、第13号、第14号及び第18号に掲げる休暇は、管理者が別に定める会計年度職員に限る。）とし、その期間は当該各号に掲げる期間とする。この場合において、第1号、第2号、第4号から第10号まで、第13号、第14号及び第17号から第21号までに掲げる休暇は有給とし、第3号第11号、第12号、第15号及び第16号に掲げる休暇は無給とする。

- (1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髓液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髓液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 管理者が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
- (5) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (6) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）につき、その都度1日以内で必要と認められる期間
- (7) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間
- (8) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が妊娠に起因するつわり等の障害により勤務することが著しく困難である場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の妊娠期間において7日を限度とする。
- (9) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任

用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

- (10) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (11) 女性の会計年度任用職員が生理日において勤務することが著しく困難であるとして休暇を請求したとき 2 日を超えない範囲内で職員が請求した期間
- (12) 生後 1 年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間
- (13) 会計年度任用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合で、会計年度任用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 管理者が定める期間内における 2 日の範囲内の期間
- (14) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過するまでの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内において 5 回（1 回につき 7 時間 45 分以内）
- (15) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を又は疾病的予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- (16) 要介護者の介護その他の管理者が定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- (17) 会計年度任用職員の親族（紀南環境広域施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 25 年田辺市規則第 11 号）別表第 2 の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (18) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の 6 月から 10 月までの期間内における 3 日の範囲内で管理者が定める期間
- (19) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、会計年度任用職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内の期間
- (20) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (21) 地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

2 前項第 5 号、第 11 号、第 13 号、第 15 号、第 16 号及び第 18 号の休暇の単位は、1 日又は 1 時間若

しくは15分とする。

3 1日を単位とする第1項第5号、第11号、第13号、第15号、第16号及び第18号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

4 1時間又は15分を単位として使用した第1項第5号、第11号、第13号、第15号、第16号及び第18号の休暇を日に換算する場合には、管理者が別に定める会計年度任用職員の区分に応じ、管理者が別に定める時間数をもって1日とする。

(病気休暇等の承認)

第15条 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間については、条例第17条の例により、任命権者の承認を受けなければならない。

(年次有給休暇、病気休暇、特別休暇の請求等)

第16条 年次有給休暇の請求をし、又は病気休暇若しくは特別休暇の承認を受けようとする会計年度任用職員は、あらかじめ休暇届を任命権者に提出して請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において請求し、又は承認を求めることができる。

2 第14条第1項第9号の申出は、あらかじめ休暇届を任命権者に提出して行わなければならない。

3 第14条第1項第10号に掲げる場合に該当することとなつた女性の会計年度任用職員は、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第17条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする会計年度任用職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに休暇届を任命権者に提出して請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間）について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第18条 第16条第1項の規定による請求（年次有給休暇を除く。）又は前条第1項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、速やかに、承認するかどうかを決定し、当該請求を行つた会計年度任用職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第19条 任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定に関わらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が定めることができる。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に關し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月1日規則第2号）

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規則第2号）
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第12条関係）

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任期	6月を超える 1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	5月を超える 6月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	4月を超える 5月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	3月を超える 4月以下	3日	2日	1日	1日	0日
	2月を超える 3月以下	2日	1日	1日	0日	0日

備考 この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第2（第12条関係）

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度以上	20日	15日	11日	7日	3日

備考 この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。